

議事日程(第5号)

令和元年9月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第51号 平成30年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第3 認定第2号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第10号 平成30年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第12 議案第52号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第53号 高鍋町印鑑条例の一部改正について
- 日程第14 議案第54号 高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第15 議案第55号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第56号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第57号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第58号 令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第59号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第60号 令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 発議第2号 国土強靱化対策の推進を求める意見書
- 日程第22 発議第3号 国民健康保険税を引き下げる改善を求める意見書

- 日程第23 議員派遣の件  
日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について  
日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について  
日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について  
日程第2 議案第51号 平成30年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
日程第3 認定第2号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について  
日程第4 認定第3号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について  
日程第5 認定第4号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について  
日程第6 認定第5号 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について  
日程第7 認定第6号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について  
日程第8 認定第7号 平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について  
日程第9 認定第8号 平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について  
日程第10 認定第9号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について  
日程第11 認定第10号 平成30年度高鍋町水道事業会計決算について  
日程第12 議案第52号 高鍋町税条例の一部改正について  
日程第13 議案第53号 高鍋町印鑑条例の一部改正について  
日程第14 議案第54号 高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定について  
日程第15 議案第55号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）  
日程第16 議案第56号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第17 議案第57号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第18 議案第58号 令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）  
日程第19 議案第59号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第20 議案第60号 令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第21 発議第2号 国土強靱化対策の推進を求める意見書  
日程第22 発議第3号 国民健康保険税を引き下げる改善を求める意見書

日程第23 議員派遣の件

日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

出席議員（14名）

1番	田中	義基君	2番	永友	良和君
3番	八代	輝幸君	5番	松岡	信博君
6番	後藤	正弘君	7番	黒木	博行君
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君
13番	日高	正則君	14番	杉尾	浩一君
15番	緒方	直樹君	16番	青木	善明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	川野 和成君	事務局長補佐	岩佐 康司君
議事調査係長	橋本 由香君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	児玉 洋一君
教育長	川上 浩君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			河野 辰己君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業政策課長	横山 英二君	農業委員会事務局長	飯干 雄司君
地域政策課長	渡部 忠士君		
会計管理者兼会計課長			鳥井 和昭君
町民生活課長	山下 美穂君	健康保険課長	宮越 信義君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	杉 英樹君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	野中 康弘君
社会教育課長	稲井 義人君		

---

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。令和元年第3回高鍋町議会定例会に提案されました案件は、専決処分の承認・報告・認定、補正予算など、全部で26件でありました。

それぞれの案件は、先日20日までにそれぞれの常任委員会や特別委員会において審査を終え、本日委員長報告を待つところではありますが、本日、国土強靱化対策の推進を求める意見書及び国民健康保険税を引き下げる改善を求める意見書の議員発議が提案されましたので、午前9時より議長室において、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、また日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催し、2件の発議について本日の日程に追加することで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

○議長（青木 善明） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり2件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

---

#### 日程第1. 認定第1号

○議長（青木 善明） 日程第1、認定第1号平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

本件は、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○一般会計予算・決算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） それでは、令和元年第3回高鍋町議会定例会において、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託されました議案は、認定第1号平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の1件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、9月13日から20日間の5日間、審査は第3会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行っております。

なお、成果報告書及び説明資料で詳細説明を受け、委員より質疑が数多くありましたが、その一部を報告することとし、その旨、御了承、御理解を願います。

初めに、財政経営課です。

平成30年度一般会計決算の概要では、歳入は、法人税、固定資産税が増加、ふるさと納税は返礼品割合の見直しにより減少、繰入金造成地売却収入により増加し、歳出では、土木費がキャノン関連道路整備により増加したとの説明を受けております。

引き続き、財政経営課關係部分の説明を受け、委員より、蚊口町有地の1平方メートルの価格はとの質疑に、1平方メートル当たり59円、商業地では88円であり、適正であるとの答弁。また再編関連訓練移転等交付金について、29年度と比べ削減されているが、

今後の交付金額の見込みはとの質疑に、交付額の内訳として定額分と訓練実績分とで分かれています。訓練が多いとその分増額されることになるが、予算の範囲内での交付となるとの答弁でありました。

次に、地域政策課です。

成果の主なものとして、東京、大阪での移住定住促進事業、町民との協働推進によるたかなべ未来づくり事業、公共交通維持及び町内巡回バス運営事業、そのほか、ふるさと納税等の説明を受けております。

委員より、たかなべ未来づくりの補助の決定方法はとの質疑に、公益性の確保、団体みずから高鍋町で事業を行うなど要件を踏まえ、外部委員で構成する検討委員会での審査を経て決定し補助を行っている。これにより町民参画による協働まちづくりが図れたとの答弁。

次に、地域資源付加価値向上事業の成果はとの質疑に、県内外の物産展に幾つか参加し、現地でバイヤーとの新規取引があるなど、今後の販路拡大につなげることができた。また商品ブラッシュアップ会として既存商品の磨き直しをするために、大手企業のバイヤー等を講師に招くなど、本事業は今後の売り上げにつながることを目的であることから、その成果は果たせたと考えるとの答弁でありました。

次に、農業政策課です。

主なものとして、生産者の経営所得安定を図るための高鍋緊急生産調整対策推進事業、地域共同で行う多面的機能を支える活動を目的とした多面的機能支払交付金事業、なお、これにより台風等による農地災害が迅速に復旧を行うことができたとの報告を受けております。

委員より、尾鈴土地改良事業における給水栓設置率はどのぐらいを目標にしているのかとの質疑に、第1期地区から3期地区全て9割を目標にしているとの答弁。次に農業次世代人材投資事業は50歳までが対象者だが、定年後に農業をされたい方が多数いる。50歳以上の方が利用できる方法はないのかとの質疑に、多数の働き手の方に対し、事業化できないか検討していくとの答弁でありました。

農業委員会です。

初めに農業委員会の役割の説明を受け、その後、歳入歳出の決算の説明を受けております。

委員より、非農地の判断はどう行っていくのかとの質疑に、農地相談員とリストアップし、農業委員及び農地利用最適化推進委員と、1筆ずつ判断していくとの答弁。さらに委員より、相続等により耕作されなくなる農地への対応はとの質疑に、相続届出の際に農地利用の有無を聞き、耕作されない方には農地中間管理機構の紹介や農地あっせんにつなげることをしているとの答弁でありました。

税務課です。

平成30年度一般会計決算の概要は、前年度と比較し5,702万7,677円、

2.7%の増収。要因としては、個人及び法人町民税、固定資産税及び軽自動車税で、前年度と比較し増収となったこと。また収納率では、過去最高の昨年度を上回る96.62%であったことなどの概要説明を受けております。

なお、収納率が向上した理由として、納税者の納税意識が高まったこと、及び収納対策強化の取り組みの成果と考えるとの説明を受け、その後、詳細説明に入っております。

委員より、所得の伸びの要因はとの質疑に、株式譲渡所得、配当所得、先物取引による所得が伸びているデータはあるが、特に大きな要因はなく全体的に少しずつ伸びているとの答弁。

委員より、1つ、実務研修に参加していないとのことだが問題はなかったのかとの質疑に、土地評価実務研修会は1年未満の職員が参加しても理解しづらい研修である。そのため今回は見送ることとした。なお、実務上問題はなかったとの答弁でありました。

町民生活課です。

歳入歳出の詳細説明を受け、質疑に入っております。なお、成果として一般廃棄物処理において循環型社会の形成を効率的に推進することができたとの説明を受けております。

委員より、中川原運動広場と中尾最終処分場の草刈りを依頼する金額に開きがあるが、その違いはとの質疑に、中尾最終処分場は利用していないため荒れない程度の草刈りのみとし、中川原緑地広場及び運動広場は、グラウンドゴルフやサッカー少年団が使用するため、年間を通しての使用者の調整及び定期的な草刈りが必要なため、金額に開きがあるとの答弁でございました。

総務課・選挙管理委員会です。

主なものとしては、職員に対し職場におけるOJTを基本に、さまざまなOJTに参加させた職員研修事業、交通安全施設の設置、維持補修等を行った交通安全施設設備事業、そのほかに人権啓発事業、消防資機材等整備事業等の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、LEDへの更新124カ所の詳細はとの質疑に、124カ所のうち41カ所が新設のLEDの更新であるとの答弁。さらに委員より、新規の41カ所は、事前に公民館長らと打ち合わせを行ったのかとの質疑に、地区の要望に沿って行っているとの答弁でありました。

委員より、男女共同参画推進事業の効果は具体的にあったのかとの質疑に、懇話会や研修会の開催を行っているが、表立っての効果は見えていない。男女共同参画社会の実現に対する意識の醸成が図れたと考えるとの答弁でございました。

次に、上下水道課です。

初めに、合併浄化処理浄化槽設置事業による生活環境が改善され、河川などの公共用水域の水質保全の成果の報告があり、その後、歳入歳出の説明、詳細説明を受けております。

なお、浄化槽の設置は、5人槽、新設で21基、6人から7人槽、新設で1基、転換で12基との報告を受けております。

委員より、宮崎県合併処理浄化槽普及促進協議会の仕事内容はとの質疑に、浄化槽設置

整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業に関する事務について、各関係市町村が相互に研究・協議を行うとともに宮崎県下における浄化槽の普及を促進し、その設置維持管理等の適正化を図ることが仕事の内容となる。現在は宮崎環境科学協会らとともに、第7条、第11条の啓発活動を行っているとの答弁。

委員より、都市下水しゅんせつ工事の業者は同一業者かとの質疑に、業者は入札で決まるため同一業者ではないとの答弁でありました。

健康保険課です。

概要として大きく分けて2つの事業となります。

1つ目は、高齢者が居宅、施設等で安心して暮らせる環境整備や高齢者の生きがいくくり等の高齢者福祉事業と、2つ目は、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備、食を通じた健康づくり、予防接種・がん検診等の予防事業などの健康増進事業であります。それらの成果報告を受け、質疑に入っております。

委員より、高齢者クラブの会員数減少の要因とその打開策はとの質疑に、趣味の多様化と、それに伴い高齢者クラブに頼らない民間での活動が主な要因と考える。現在高齢者クラブ間の交流や、魅力あるクラブとするための構想を模索検討中であるとの答弁。

次に、委員より、プール利用者数が減少しているが、その要因は調査したのかとの質疑に、昨年と比べ高鍋町内の利用者数が減少していた。今後、利用者のふやす検討をしていくとの答弁。

委員より、シルバー人材センターの仕事は増加しているのかの質疑に、会員数の減少で仕事を受けられず、結果、仕事は減少している。会員数の確保が今後の課題との答弁でありました。

建設管理課です。

成果の主なものとして、交通量が増加する路線において、車線の確保及び歩道の設置により住民も安心して通行できるようになった単独道路改良事業や、空き家対策の条例制定に向け、工程を具現化することができた高鍋町空き家等対策基本計画策定の作成、そのほかにも町営住宅長寿寿命化事業、社会資本整備総合交付金事業等の成果報告を受け、質疑に入っております。

委員より、町営住宅の入居率はとの質疑に、全体平均で85.7%との答弁。さらに委員より、高齢者や身体的に不安のある方から下の階に移りたいとの要望があるのかとの質疑に、膝や足に不安がある高齢者からの相談はある。身体的な理由があれば相談を受け付けるが、全てに対応することはできない。なお、町営住宅間での部屋の移動は原則認められていないとの答弁。

委員より、駅前駐車場は保険に加入していたのかとの質疑に、加入しており、令和元年度の歳入として約100万円程度の保険がおりにることになっているとのことでありまして。福祉課です。

成果の主なものとして、子どもの貧困対策や居場所づくりの取り組みにより、地域福祉

の促進に寄与した陽だまりハウスの開設、地域全体で子育て家庭への支援を行うファミリーサポートセンター事業、障がい者に対する各種相談支援等を実施した基幹相談支援センター運営事業などの成果報告を受け、詳細説明を受けております。

委員より、事業実績を見ると子育てに悩んでいる世帯が多いようだが、その要因はどの質疑に、前年と違い、1名体制から2名体制に変更したことで利用件数は増加している。また、学校の中で解決しようとした案件の相談に応じていたことも要因と考えるとの答弁。

委員より、高鍋町子育て応援フェスティバルのキャッチコピーはどの質疑に、キャッチコピーの募集を高鍋町内の小学校に依頼。集まったキャッチコピーの投票による選考を行い、「えがおでこそだて元気いっぱい高鍋町」に決定したとの答弁。なお、キャッチコピーを考えたのは、高鍋東小学校3年生とのことです。

次に、委員より、手話通訳者が手話を行った具体的な件数はどの質疑に、65件であり、月平均5件ほどとなる。また出前講座なども実施していたとの答弁。

委員より、災害時安心基金支援金の手続方法はどの質疑に、申請をされた世帯の住宅を設計事務所が調査判断する。なお、今回は5件調査し、全壊1世帯、半壊2世帯であったとの答弁でありました。

教育総務課です。

主なものとして、国の補助事業等を有効に活用し、西小第3棟便所改修工事、東小第4棟空調改修工事などに取り組んだ学校教育環境の改善や、外国語指導助手（ALT）が、小学校の外国語活動の授業や中学校の英語の授業に派遣され、教員とティーム・ティーチングの授業を行うことにより教職員の資質向上や外国語に対する児童・生徒の興味関心、学習意欲が高まった外国語指導助手派遣事業など、そのほかにコミュニティ・スクールの事業成果や、台風24号による災害復旧についての報告を受けております。

また、学校施設が全体的に老朽化しているため、一定水準の学習環境を長期にわたって維持していくことが今後の課題であることから、適正な維持管理と長寿命化を図るための計画を令和元年度から2年度にかけて策定するとの報告も受け、質疑に入っております。

委員より、コミュニティ・スクールでは、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めたとあるがどの質疑に、小学校ではこの事業を積極的に活用し、田植え、芋掘りなど、コーディネーターが地域の方に協力を要請して行ったとの答弁。

委員より、特別支援教育は、就学前に調査しているのかとの質疑に、就学前の子どもに対する健康診断を10月から8月に前倒しし、少しでも早く子どもの状況、特性を把握するよう努めた。また就学相談会を行うなど、保護者に対しアプローチをかけ、合意形成をするよう努めたとの答弁でありました。

議会事務局です。

歳入歳出では、経常経費の説明を受けております。成果としては、姉妹都市交流、行政調査、要望活動等の説明を受けております。

会計課です。

歳入では、県収入証紙売りさばき手数料の説明、歳出では、印刷製本費、手数料についての説明を受けております。

社会教育課です。

成果の主なものとして、地域における高齢者、一般成人、児童・生徒を対象に歴史講座、園芸教室などの講座教室や、各種専科教室、夏休み企画教室などを開設した公民館講座事業、そのほかに古墳整備等事業などの成果報告を受け、質疑に入っております。

委員より、歳入減となった理由はとの質疑に、たかしんホールの利用者の減、家老屋敷の入館者の減、展覧会の減、体育については大会の回数及び天候に左右されたため減となったとの答弁。

次に委員より、保守手数料が返還された経緯はとの質疑に、昨年5月に警備会社から連絡があり、1991年から昨年3月までの期間の請求に誤りがあったとの報告を受けた。これにより過剰請求されていた金額を全額返還していただいたとの答弁。

次に委員より、地域生涯学習推進事業の補助対象要件はとの質疑に、毎年2団体に交付している。なお、交付期間は2年が限度であり、生涯学習活動団体として発表することなどが要件に当たる。成果としては、団体らが、生涯学習の団体として育成することが目的であるとの答弁でありました。

そのほか、九州防衛局協議、社明運動などの質疑がありました。

以上、質疑を打ち切り、討論あり、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 認定第1号平成30年度一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

成果表及び監査委員の意見書をつぶさに見ながら、平成30年度を振り返りました。

成果では、ふるさと納税の伸びによる子ども医療費助成などへの支出によって、子育て中の保護者から大変に喜ばれてきました。また台風24号への対応は、台風によって生じたごみ収集にとどまらず、農業関係、カーブミラー倒壊などに対して素早い対応。道路が通行できない箇所への職員が業者頼みではなく、みずからチェーンソーで処理。住民からも喜ばれました。

道路に関しても、どこがどう悪いのか、みずからの目で確認しながら対応されたこと。災害時にどのような対応をしなければならないか職員みずから判断し、活躍できる体制が構築できたことは、南海トラフなど大きな災害が来ても対応できると、対応できる動き方は構築できているのではないかと思います。しかし、水が出ると、どうしてもはけ切らない内水対策について、町長部局、議会が一致して国への要望を強めることが必要であ

ると確認できました。

災害の中で、弱者及び住民への周知など強化することが必要だと感じたところも幾つかあります。特に弱者への対応について、包括支援・基幹相談支援などがしっかりと個人情報に抵触しない範囲で、地域と連携する強化策も必要であるとの認識を持ちました。また日ごろの任務に関しては粛々で行われていることも大事です。

町長は、公約どおり企業誘致を積極的に行い、その成果はあらわれています。しかし、南九州大学用地を取得、キヤノンのためにびっくりするような破格なもてなしで誘致されました。そのために公約されていた給食費の無料化を初め、多くの住民の願いが横に置かれてしまいました。

同時に、これまで財政調整基金を危機的な状況にまで追い込んだことは事実です。家庭経営では、まず不必要なものは買わないが、教育など目に見えないが、ここぞというときにはしっかりとお金が出せるように準備することが大切です。そのために不必要な借金はしないこと。お金の使い方については家族で認識を一致すること。そのことは、親が金持ちだと誤解するようなお金の使い方は慎むことなどが挙げられます。

一般会計は、家計簿と同じような仕組みですが、大きく違うのは借金が収入となることです。その違いをしっかりと踏まえ、借りればお金はある感覚からの脱却をする必要があります。そこをしなかったのが平成30年度ではなかったかと考えます。

確かに企業立地奨励条例については、私も賛成をしましたが、大いに反省しています。まさかこのようにキヤノンという大企業への大盤振る舞いが出てくるとは思わなかったからです。また、それはほかの法人についても企業についても同じことです。これから固定資産税及び法人税などの歳入、人口増が出てくるのかを注視しながら、この認定に反対せざるを得なかった私の判断ミスか、歴史が証明してくれると考えます。

議員はみずからの行動、そして判断には責任が伴います。チェックする、できる議員として、平成30年度一般会計歳入歳出は認定することができません。

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 認定第1号平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

近年、相変わらず厳しい財政情勢、状況が続いておりますけれども、この30年度決算におきましては、ふるさと納税制度の積極的な活用、それをされまして産業の活性化に取り組まれるとともに、財源の確保に努められて財政の健全化に十分に取り組まれるとともに、あわせて企業誘致や防災、教育環境整備にも十分に取り上げて取り組んでこられました。これは、町長を初め幹部職員、一般職員全てが一丸となって実現できたもので十分評価できるものと判断をしております。

今後ますます高齢化の進展によって、社会保障等の増加が続くも厳しくなるというふうに使われておりますが、そうした中、財政運営は一段と厳しさを増すことが予想されております。ただ、歳入面の財源の確保に向けて安定した収納など、一層の工夫と取り組みを

されることで、さらなる町民福祉の向上、それから町の勢い、町勢の発展に向けて取り組んでいただけるよう切望して、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 認定第1号平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で意見を述べさせていただきます。

6月第2回定例会において一般質問や議員発議を行ったとおり、企業立地奨励条例にある多額の補助金交付の費用対効果が明確に示されておりません。この制度が本当に高鍋町民のためになっているのか疑問があります。

一部の企業に予算を使うのではなく、町民の生活に直結した予算の使い方をすべきと考えております。現実には小学校や中学校の学校校舎が大変老朽化しております。子どもたちの教育環境を改善するためにもっと予算を使うべきと考えます。そのために執行部みずから企業立地奨励条例の改正を行うように求めて、認定第1号平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の認定については、反対といたします。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 認定第1号平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

私は、この企業立地につきましては、もう条例ができておりましたので、これに従って執行しているということで別段問題はなかったと思いますし、これについては、今執行部にボールを投げているところですので、今後よりよい方向に向けて、この奨励条例については、今後また検討して考えていく必要はあるとは思いますが。

ただ、宮崎キヤノンの開業、これに伴いまして、雇用も第一次雇用が進んでおります。今後も町の活性化に大きな期待が持てる大きな企業であります。また南薩食鳥さんにしても、雇用も順調に確保し、今運営も順調に進んでいるところでありますし、特に地域の貢献度も大変高い企業でもあります。デイリーマームさんにおきましても増設が予定されており、また今後も雇用の拡大が期待されるところであります。

こういうことも含め、また執行部の皆様には、今年の台風24号におきまして大変な被害を受けましたが、建設管理課、農業政策課とも大変すぐに対応していただいたということ。また地域政策課においては、野球キャンプ誘致など、特に全国から人気のキャンプ地であるということが本当に見てわかりますし、しっかりしたおもてなしができていうふうには私はつくづく思っております。

まだいろいろな課題も残っておりますが、審査の中でしっかり課題を捉え、今後それをしっかり見直していくという執行部の考えが、しっかり明確に出ておりました。こういう予算執行に対して十分な配慮がなされていたということを確認、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから認定第1号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

日程第2. 議案第51号

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

日程第7. 認定第6号

日程第8. 認定第7号

日程第9. 認定第8号

日程第10. 認定第9号

日程第11. 認定第10号

○議長（青木 善明） 日程第2、認定第51号平成30年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第11、認定第10号平成30年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上10件を一括議題といたします。

本10件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） それではよろしく申し上げます。総務産業建設常任委員会の審査の御報告をさせていただきます。

令和元年第3回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第51号平成30年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第4号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定第7号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、認定第8号平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について、認定第9号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、認定第10号平成30年度高鍋町水道事業会計決算についてであります。

委員会は、9月11日、12日の2日間、第1委員会室において、欠席届の出された黒木博行議員を除く委員6名が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。

なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。  
それでは、議案順に報告いたします。

まず、議案第51号平成30年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、上下水道課より説明を受けました。

平成30年度の高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金は、黒字分の金額5,274万6,177円の処分について、地方公営企業法において減債積立金に積み上げるための同意を求めるものと説明がありました。現在の減債積立金の総額は1億6,897万3,356円であり、建設改良積立金は5,805万1,250円とのことでした。

委員より、減債積立金について積立予定金額は幾らまでしたいと考えるかの問いに、24億円程度の起債残高にあわせて20億円の積み上げは難しい。毎年2億円程度の返済を行っているので、2億円ほどの積み立てが望ましいと考えているとの答弁がありました。

質疑が終わり、まとめに入り討論を求めましたが、討論はなく、議案第51号平成30年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、出席委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、認定第4号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、上下水道課より説明を受けました。

下水道事業の成果報告では、整備面積は225.9ヘクタールが完了、接続人口は6,062人、普及率は35.3%、水洗化率は84.4%となりました。歳入額4億5,042万3,737円の52%が一般会計繰入金となっており、歳出額の4億2,930万7,473円の半分は、起債の償還金との説明がありました。

委員より、不納欠損について詳しく内容の説明をの問いに、不納欠損については会社の倒産によるものが1件あり、水道料と一緒に徴収するので、水道事業が3年で時効になるため、その分を今回落とすことになったとの答弁がありました。

委員より、下水道事業終了までには、水洗化率100%のめどはついているのかの問いに、水洗化については毎年若干ながら上がっている。水洗化率100%は長い目で見れば近づけると考える。今後促進を図っていくとの答弁がありました。

委員より、下水道料未収額が127万8,105円となっているが、何件なのかの問いに、未済額については出納閉鎖時の金額で現在は大幅減っているとの答弁で、後日、収入未済の件数については263件、現在までの収納金額は85万5,958円との報告がありました。この金額は5月末時点の決算の欠損の数字であり、今後入ってくる金額もあるとの答弁がありました。

委員より、滞納金の徴収は誰がしているのかの問いに、職員で対応しているとの答弁がありました。委員から汚泥運搬はどこでしているのかの問いに、西都市茶臼原の農興産業へ持って行っている。汚泥の量は月50トンから60トンであるとの答弁がありました。

質疑が終わり、まとめに入り討論を求めましたが、討論はなく、認定第4号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、出席委員全員賛成で認定すべきも

のと決しました。

次に、認定第7号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、農業政策課より説明を受けました。

歳入額は2,304万4,194円、歳出額1,726万9,133円、歳入歳出の差引額577万5,061円が実質収支額で、令和元年度の繰越額になるとの説明がありました。

歳入の特徴は、雑用水使用料の1,850万6,100円、前年度比で60万3,693円の増、徴収率は100%であった。今まで3年間連続で基金を取り崩し、繰り入れをしてきたが、平成30年度はなかったとの説明でした。

歳出の総務費は、一般管理費に係る予算362万4,228円、平成30年度末時点での契約件数実績は、雑用水97件、地区外送水46件の合計143件、年間使用水量実績は、雑用水使用料が31万2,142立方メートルで、前年度比4万1,979立方メートルの増、地区外送水水量が55万7,966立方メートルで15万8,631立方メートルの減との説明がありました。

委員より、基金活用についてはほかの自治体との協議はどのようなものであったかの問いに、ほかの自治体との協議は行っていないとの答弁でした。

委員より、新たなつなぎ込み利用はなかったのかの問いに、新たなつなぎ込みはないとの答弁がありました。

質疑が終わり、まとめに入り討論を求めましたが、討論はなく、認定第7号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、出席委員全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について、総務課より説明を受けました。

審査委員会は、西都児湯1市5町1村で共同設置された行政委員会であり、平成27年度より単独から広域運営に変わり5年目を迎える。平成30年度については、固定資産税の不服申し立てはない。歳入は18万8,796円で、構成団体からの負担金の返還金、歳出は13万890円で、主なものは、委員の3人の報酬や、委員や職員の研修に係るものと説明がありました。

委員より、不服申し立てに付された件はなかったようだが、資産評価委員の研修などは行われたのかの問いに、研修については福岡市で行われている。固定資産評価のあり方や固定資産税の説明、取り扱いの内容など、全般的な研修が行われているとの答弁がありました。

委員より、参加者はどのようになっているのかの問いに、評価委員の3名のうち2名と、職員1名が参加しているとの答弁がありました。

質疑が終わり、まとめに入り討論を求めましたが、討論はなく、認定第8号平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について、出席委員全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、地域政策課より説明を受けました。

歳入合計額26億6,177万8,000円、歳入の主なものは、財産収入17億9,516万5,000円で構成比率が67.4%、諸収入が3億5,238万9,000円で13.2%、町債が4億4,800万円で16.8%でした。

歳出額では、25億7,575万7,000円のうち、25億5,269万8,000円が工業用地造成事業費で構成比の99.1%で占めているとの説明がありました。

平成30年度で工業用地の造成事業及び企業への用地の売却は、全て100%完了した。歳入歳出の差引額、実質収支額は8,602万1,000円との説明がありました。

南九州大学跡地の工業用地造成工事を終了し、キャノン株式会社に売却した総額は17億9,516万5,000円との説明がありました。

委員より、工業用地の工事は終了したとのことだが、最終的に道路を含め、どのぐらいの工業用地取得となったのかとの問いに、26万5,951.13平方メートルとの答弁がありました。

委員より、委託料のPCBの処分運搬委託とはどのようなものかの問いに、変圧器にPCBが使用してあり、水銀灯の中にも入っていた。北九州の専門業者をお願いして廃棄処分を行ったとの答弁がありました。

質疑が終わり、まとめに入り討論を求めましたが、討論はなく、認定第9号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、出席委員全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号平成30年度高鍋町水道事業会計決算について、上下水道課より説明を受けました。

給水件数は9,105件で、前年度対比0.8%の増加、有収水量は197万7,779立方メートル、前年度対比1.7%の減、本年度有収率については83.6%で、前年度対比4%の減との説明がありました。

収入総額は4億4,329万7,513円に対し、支出総額は3億9,055万1,336円であり、差し引き総額5,274万6,177円の黒字になっているとの報告でした。黒字になった原因は、収入面での給水負担金が905万3,000円の増加、支出面で資産減耗費が1,081万3,133円の減少が主な原因であると説明がありました。

収入については、改良工事がなかったため企業債の借り入れを行わなかった。支出については、企業債償還金が2億94万6,551円、老朽管の布設替え工事に伴う設計委託料が529万2,000円で主なものになっているとの説明でした。

委員より、水の安全安心確保のため、日ごろの調査はデータ化しているのかの問いに、毎日点検を行いデータなどを管理している。浄水場にメーターがあり、異常があれば上下水道課でわかるようになっているとの答弁がありました。

委員より、給水負担金の内容はどのようなものかの問いに、新築で家を建て、新しく水

道を引き込むとき、メーターを取りつけた時点で給水負担金をいただいている。アパートの部屋数に応じて負担金が発生するとの答弁でありました。

委員より、浄水場の修繕費は、老瀬・竹鳩浄水場のポンプの修繕費かとの問いに、いろんなものがあるが、ポンプが一番多いとの説明でした。

委員より、漏水調査は、年間どれほどの件数を行っているのかの問いに、路線の範囲で調査を行っているので、件数としては、はかっている。住民の情報提供により調査するケースもある。30年度は、道路で漏水箇所20カ所が見つかったとの答弁がありました。

委員より、布設管に問題があるのではないかと考えた場所は、管の交換はスムーズに予定どおり進んでいるのかの問いに、布設管の古い箇所を優先に布設替えをやるつもりだが、平成30年度は、キャノンの事業関係で業者が不足し、工事ができなかった。今後は順次計画的に行う予定との答弁がありました。

委員より、地震・津波対策などの自然災害の訓練は行ってきたのかの問いに、緊急時の工事訓練を行ってきたが、突発的な漏水作業は常日ごろからあり、日ごろの漏水補修作業が緊急時の対応作業となると考えているとの答弁がありました。

質疑が終わり、まとめに入り討論を求めましたが、討論はなく、認定第10号平成30年度高鍋町水道事業会計決算について、出席委員全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第51号平成30年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第4号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第7号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第8号平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第9号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第10号平成30年度高鍋町水道事業会計決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 第3回定例会において文教厚生常任委員会に付託された案件は、認定第2号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算、認定第6号平成30年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算の4件です。

審査は、第4委員会室において、9月11日午後と12日の2日間、委員7名全員出席、担当課長ほか職員、要点筆記事務局2名参加のもと、行いました。

まず、認定第2号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、健康保険課から成果報告書及び資料のもと説明がありました。なお、特徴的な報告とします。

平成30年度より制度改正による町での医療費支払いから県への納付金となりましたが、制度そのものが変更されたわけではないので、従来どおり保健事業なども成果があったとのことでした。

医療費全体としては、平成29年度より1,000万円減少となったが、高額療養費は1,000万円増額となったこと。その理由は、レセプト件数増、1件当たりの医療費が1,000円増加、高額な新薬の保険適用の影響によるものではないかとのことでした。

被保険者数も年々減少傾向にあるが、75歳以上になり後期高齢者医療制度への移行、死亡者が出生数を上回ることなどが要因となっているとのことでした。

保健事業に関しては、民間企業への委託により、平成29年度は特定健診率はアップしたものの、平成30年度は新規受診者の継続的な受診につながらなかったことなどにより減少したが、目標はクリアしたこと。重複・頻回受診者への訪問活動を行い、指導を実施したが、これ以上の健診率アップのために模索中であるとのことでした。

保険税徴収については、税務課より説明があり、平成29年度よりわずかであるが、上昇しているとのことでした。また、保険税算定においては、繰越金だけでなく6億8,755万円の基金を活用し、緩やかな上昇となるよう計算しているとのことでした。

委員より、県支出金には特別交付金があるが、割合が決まっているのかとの質疑に、そ

それぞれの自治体の頑張りによって配分されるものとの答弁でした。また滞納繰越分について質疑がありましたが、分母が少ないため変動が大きいとの答弁でした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。

後期高齢者の人数は、前年比45人増ですが、1人当たりの医療費は減額している。その要因は、後期高齢者へ移行された方の健診受診率が高い傾向にあり、重症化予防効果に努めてきたことではないかと考えているとのことでした。

特定健診は、健康づくりセンター、集団検診だけでなく、医療機関での個別受診もあることで、率が平成29年度比較でも4.4%伸びている。保健事業として、めいりん温泉無料入浴券6枚を交付、介助者1名は200円で入浴できるよう、300円の助成を行っていることの成果は出ているとのことでした。

委員より、めいりん温泉の利用が昨年度より少ないようだが、その理由はとの問いに、温泉が3月など利用できる期間が短縮されたことによるものと判断しているとのことでした。

質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、新規認定者数236件、区分変更や更新が590件、非該当が12件で、審査数は平成29年度と比較で減少しており、スムーズな運営ができたとの報告がありました。認定者数は、県下で下から4番目であるが、児湯郡は下位のほうが多いとの説明でした。

委員からの質疑、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号平成30年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてです。

介護保険は、3年ごとに見直しますが、平成30年度は、第7期計画の最初の年との説明。介護サービスについては、居宅・地域密着型、施設介護とも3.7%から5.9%の伸びがあるとの説明でした。

介護予防サービスは、地域支援事業費の総合事業に移行したため減少しているが、施設介護サービスなど、要介護サービス受給者増による保険給付の伸びであったとのことでした。また、地域支援事業補助には上限が設けられているため、一般介護予防事業は保健福祉事業へ移行しているとのことでした。

介護予防事業については、はつらつ教室、楽々体操教室、なじみの会、元気アップ教室、ノルディックウォーキング、いきいき百歳体操など、7事業が展開。どれも人数は増加。特に自治公民館で実施しているいきいき百歳体操については、平成30年度、3地区が増。合計18カ所で1週間に1回をめぐりに開かれており、延べ人数で7,000人を超す事業内容となっており、地域での取り組みを強化してきたことの成果は出ているとのことでした。

た。

委員より、支払基金交付金というのがあるが、どのようなことかとの問いに、40歳から※65歳までの方が加入している社会保険などや国保などから介護保険料分を受け入れるものであるとのことでした。

また、今ではないが、将来介護保険利用者が多くなることは予想されるが、そのときの対応策は議論されているのかとの問いに、国は2021年からスタートする介護事業計画の基本指針に向けて、その対応策を今年度から考えている。具体的な内容が示されたら伝えますとのことでした。

これ以上の質疑はなく、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。（発言する者あり）はい、委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 済みません。報告が終わりましたけれども、済みません。先ほど私は、「65歳まで」と申し上げましたが、「40歳から64歳までの方が加入している」ということに訂正をお願いしたいと思います。議長、済みません。

○議長（青木 善明） はい。これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第2号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第3号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第5号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第6号平成30年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

ここで休憩したいと思います。11時10分より再開いたします。

午前11時01分休憩

※後段に訂正あり

.....  
午前11時10分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第51号平成30年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第51号平成30年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。認定第2号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

平成30年度からの制度改正に伴い、納付金制度となったことにより、それまでの打ち合わせは大変だったと考えます、しかし、当初から県内同一国保税とするのには無理があり、そのことについては自治体の意見が踏襲された形となったことはよいのですが、医療を受けやすい自治体は結果的には医療費が高度・高薬価に伴い、ぐんと伸びてきている実態は変えようがありません。

また、国保加入者の30%が低所得者という調べもついでありますが、そのことにしっかりと向き合える国の制度が追いついていません。自治体独自で保険税を安くすることには限界があります。

高鍋町では、基金残高が6億円を超えていたことや繰越金があったことで国保税が緩やかな上がりにとまりましたが、ほかの自治体は苦慮されていると聞き及んでおります。健康で長生きが一番ですが、そのためには特定健診及び不安のために同じ治療であるにもかかわらず複数の受診を行い、薬も残っているのにまたもらうなどの行為は不安があるからだと思います。

高鍋町では保健師の確保を行い、このような問題点に対応していますが、それでも高葉  
圃には不安を隠せません。特定健診は委託をすることで当初の健診率は向上したものの、  
なれなどから、これ以上の健診が難しい状況にあるようです。健康はみずからの意思が大  
きく作用しますが、ひとり暮らしや2人暮らしになったときなど、生きるという行為が難  
しいような気もします。

特定健診を上げるための研修などを行い、健診率向上が図られるよう希望して賛成とい  
たします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、認定第2号を起立によって採決します。本案に対する常任委員長の報告は認  
定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願  
います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、認定第2号平成30年度高鍋町  
国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定  
いたしました。

次に、認定第3号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討  
論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。認定第3号平成30年度高鍋町後期高齢者  
医療特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

団塊の世代がピークを迎えるまで医療費が上昇することはやむを得ませんが、高鍋では、  
めいりん温泉の入浴券の配布、介助者への支援があり喜ばれています。後期高齢者の方は  
ほとんどがかかりつけ医ではありませんが、何らかの疾病があり、病院へ行かれています  
と思います。

医師会とも連携をとりながら介護保険につながらないように、元気で長生きを合言葉に国  
保同様、力を尽くされていることを理解して賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、認定第3号を起立によって採決します。本案に対する常任委員長の報告は認  
定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願  
います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、認定第3号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。認定第4号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

下水道事業は高鍋町が小丸川、宮田川に囲まれ、内水から出る汚水処理が必要でした。家庭雑排水が川へ、そして海へ、環境汚染をなくすことが前提でした。しかし、工事費も国補助があるとはいえ、一般会計からの持ち出しを含め、長い間の維持管理費がじわじわと一般会計へと影響を与えている状況です。

しかし、厚生労働省から合併浄化槽への支援が出て、川南などでは汚水処理の基準以上に引き上げ、町補助を引き上げる政策を行い、合併浄化槽設置基数も多くなっているようです。合併浄化槽は、みずからが管理し、その費用負担を支払う制度ですが、高鍋町でもようやく方向転換できるものと考えます。

しかし、維持管理費に見合うだけの使用料を上げれば住民負担が大きく大変になることは必須ですが、国への維持管理費への支援などを求めながら環境保全に努めることが国にはあると考えます。国へ支援を要求すると同時に、適正な終末処理が行われていることを確認、判断し、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、認定第4号を起立によって採決します。本案に対する常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、認定第4号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号を起立によって採決します。本案に対する常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、認定第5号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成30年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。認定第6号平成30年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

この1年間の職員の努力、元気で長生きを実現するため、自治公民館への「いきいき百歳体操」参加への働きかけ、自治公民館参加を3地区ではありますが、大きく躍進したことは評価できると思います。

ノルディックウォーキングについては委託をしていますが、年数経過と同時にグループも多くなり、活動も活発になっているようです。できれば委託ではなく、「いきいき百歳体操」のように自主参加となることを提案したいと思います。その予算を自治公民館へ助成し、毎週地域で顔を合わせ、運動することで助け合いの気持ちができ、みずからの命をみずからが守るという災害時にも必要な助け合いが生まれてくるのではないかと考えます。

平成12年開始の介護保険は定着したとは考えますが、当初には訪問介護も緩やかでした。年々利用者が増加し、認知症なども家族介護の大変さを実感させられる状況が出てきました。施設介護については入所及びデイケアなど利用しやすい制度に移行はできているようですが、これからも必要となるお年寄りが増加していくと思います。

元気で長生き、健康寿命が広く受け入れられるように期待をして賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、認定第6号を起立によって採決します。本案に対する常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

ます。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、認定第6号平成30年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。認定第7号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

スムーズな運営ができています。水の管理についても、参加自治体での話し合いを行いながらなされてきたようです。年数経過による管劣化に伴い大変であるとは思いますが、応分負担を守り、これからも運営されることを求めて賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、認定第7号を起立によって採決します。本案に対する常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、認定第7号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第8号を起立によって採決します。本案に対する常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、認定第8号平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。認定第9号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

キャノン誘致当初は住民から喜びの声が上がり、私も随分と、なぜ反対するのかと怒られました。

しかし、町投資額が膨れ上がることで、町民からは不安の声が寄せられました。一部の方々には恩恵があったようですが、広く浅く恩恵がなかったことにより、あちこちでねたみなど、うわさされてきました。このようなことは本当に悲しいことです。

キャノンは大企業です。そこを踏まえて小さな自治体で少ない予算、扶助費など固定的支出も大きく、キャノンのためにつくられた道路を横目で見ながら、不満が数多く寄せられました。固定資産税、法人税などでの恩恵がどのくらいになるのか検討もつきませんが、一部の方々からは「飲食街での利用があるのではと思っていたが、検討外れでした」と言われたり、免許証を返納された方々からは「お年寄りの病院や買い物など行動確保を優先にしてほしかった」など、いろいろなお叱りを受けています。

これで工業用地は完成ですが、借金は残ります。一般会計から拋出しなければなりません。一刻も早い法人税、固定資産税確保で、住民の皆さんへの説明責任が果たせる日を心待ちにして、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、認定第9号を起立によって採決します。本案に対する常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数であります。したがって、認定第9号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号平成30年度高鍋町水道事業会計決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。認定第10号平成30年度高鍋町水道事業会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

有収率は落ちているものの、漏水対策や安全・安心な水を確保する努力が払われたことに賛成です。職員が少なくなって仕事が大変な状況ではないかと推察いたします。しかし、それを埋めてもなお頑張っている職員に対して感謝いたします。水道料金も低い中で財政運営も大変だったと思いますが、利益は小さくなくても借入金を返済するにはまだ頑張れます。

これからも安全で安心、低価格で供給できる水道事業に賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、認定第10号を起立によって採決します。本案に対する常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、認定第10号平成30年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

日程第12. 議案第52号

日程第13. 議案第53号

日程第14. 議案第54号

○議長（青木 善明） 日程第12、議案第52号高鍋町税条例の一部改正についてから日程第14、議案第54号高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定についてまで、以上3件を一括議題といたします。

本3件は、総務産業建設常任委員会に付託されておりましたので、常任委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） 5番、松岡信博。総務産業建設常任委員会の審査の御報告をさせていただきます。

令和元年第3回定例会において、引き続き総務産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第52号高鍋町税条例の一部改正についてと議案第53号高鍋町印鑑条例の一部改正について、議案第54号高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

委員会は9月11日、12日の2日間、第1委員会室において欠席届の出された黒木博行議員を除く委員6名が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。

なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。  
それでは、議案順に報告いたします。

まず、議案第52号高鍋町税条例の一部改正については、税務課より説明を受けました。地方税法の一部改正により、高鍋町の税条例を法律に合わせて改正するものと説明がありました。個人の町民税の申請の簡素化や前年度合計所得金額が135万円以下のひとり親に対して、個人住民税を非課税措置すること、そして軽自動車の環境性能割の税率軽減措置に対応するものと説明を受けました。

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車に通常の税率から1%分軽減するというものです。

委員より、この軽減措置は新車に限ったものか、中古車も対象になるのかとの問いに、金額によって取得税がかかるものは対象になるとの答弁がありました。

委員より、軽自動車であれば軽減措置を受けられるのかの問いに、軽自動車も自家用乗用車と商用車があるが、自家用乗用車だけであるとの答弁がありました。

委員より、需要平準化対策措置とは、消費税増税のための軽減策かの問いに、軽自動車取得時の負担を減らすものと考えたとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、議案第52号高鍋町税条例の一部改正については、出席委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号高鍋町印鑑条例の一部改正については、町民生活課より今回の改正は、住民基本台帳施行令の改正により、現在の氏と旧氏の併記が可能になることに伴い、旧氏での印鑑登録、印鑑証明の発行を可能にするためのものであり、条文の改正内容の説明を受けました。

委員より、結婚で氏名が変わるときに手続が必要かとの問いに、戸籍の氏が変わると、印鑑登録はそのまま自動的に抹消される。旧姓（旧氏）を使いたい場合は、住民票やマイナンバーカードに新氏と旧氏どちらも使いたいという申し出の手続が要る。そのため周知活動が必要と考えたとの答弁がありました。

委員より、なぜこのような制度をつくったのかの問いに、女性活躍社会を推進する上で旧姓（旧氏）の使用を可能にすることが目的と考える。現在、活躍されている旧姓（旧氏）の実績をそのまま生かすためのものと考えたとの答弁がありました。

委員から、それで女性活躍の推進になるのかとの問いに、財産関係や契約関係で名前を変える必要がなくなる。女性活躍の一翼を担うために手続の簡素化を行い、女性の背中を押す意味がある。氏の変わる頻度が多いのは女性の方であるとの答弁がありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、議案第53号高鍋町印鑑条例の一部改正については、出席委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定については、農業政策課より説明を受けました。

森林環境譲与税の法律は、個人に対して年額1,000円が課税される国税となり、個

人住民税均等割とあわせて賦課徴収される。しかし、課税が始まるのは令和6年からである。

森林環境譲与税は国から高鍋町に交付されるもので、森林環境整備事業を目的に行うもの。その森林環境譲与税の残高を基金に積み上げるため、高鍋町森林環境譲与税基金条例を制定するものと説明がありました。

委員より、具体的な内容の研修は受けたのかの問いに、宮崎県の説明会の研修に参加した。森林に詳しい職員がいないことが問題になっているとの答弁がありました。

委員より、私有林とは個人の所有の森林、なぜ自治体が管理しなければならないのかの問いに、山林がこれ以上荒廃しないように自然環境を守るという観点から、管理ができない私有林を市町村が管理できるように、国が法律で決めたとの答弁がありました。

委員より、採算のとれない森林の管理はどのようにするのかの問いに、森林環境譲与税を財源に適切な間伐を行うことになるとの答弁がありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、議案第54号高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定については、出席委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第52号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号高鍋町印鑑条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第52号高鍋町税条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第52号高鍋町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号高鍋町印鑑条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第53号高鍋町印鑑条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

社会は個人の尊厳を促し、男女平等社会、生きとし生ける者へのあり方が大きく変化しています。その中で、ようやく持って生まれた姓をどこまで守るか、要するに氏を守るということは人権問題にとっても大切なことです。学校でも男女混合名簿などができ、ようやく先進国の中に踏み出したと感じます。

申し出が必要なくなれば、もっと利用しやすいと考えます。印鑑条例で旧姓を記載できることは、よいと考え、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第53号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第53号高鍋町印鑑条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第54号高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

環境保護については人類の大きな課題です。放置された山、戦後は家を建てたりする復興へのシンボルとして山は大切なものでした。しかし、包装などがプラスチック等へと変わりました。山は放置され、雨が降れば、すぐに山崩れの原因となるような事態にまで変

化してきました。世界の環境変化が海水温上昇、気流の変化などによるゲリラ豪雨など、人災と思えるような環境になっています。

今回の条例案では、国に対して言いたい。国民や自治体に押しつける環境問題ではなく、十分な資金を投入して木や森の保全を図る努力をしていただきたい。そして、このことは地方自治体から声を上げて、しっかりと伝えていただくことを要望して賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第54号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第54号高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第55号

○議長（青木 善明） 日程第15、議案第55号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件は一般会計予算決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○一般会計予算・決算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 15番。令和元年第3回高鍋町議会定例会において、一般会計予算決算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第55号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）の1件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は9月13日から20日の5日間、審査は第3会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席のもとに執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行っております。

初めに、財政経営課です。地方債の補正は、公営住宅施設整備の追加、町単独道路改良事業、急傾斜地崩壊対策事業に係る借り入れ限度の変更、歳出では、高鍋町総合交流ターミナル施設譲渡選定委員会報酬に関するもので、民間への譲渡に際し、譲渡先候補者となる事業者等を選定するための委員会メンバーの外部委員2名分の報酬との説明。そのほかにも工事実績情報システム使用料の説明を受けております。

次に、地域政策課です。補正の主なものは、ふるさと納税では、4月以降の寄附状況から5億円の増額見込みであることから、それに伴う関連経費の増額。企画費では、高鍋駅舎購入費及び、その耐震業務委託にかかわる経費補正の説明を受けております。

委員より、駅舎は古い建物であり、明らかに耐震診断するまでもない。なぜ診断する必要があるのかの質疑に、町の施設となると耐震化は必須であるとの答弁。

委員より、購入後のビジョンはとの質疑に、高鍋町の玄関口となり得るための機能を付加すること、蚊口のコミュニティにつながる利用、活性化となること、サーフィン、海水浴など積極的な活用となることなど、3項目のビジョンを答弁。

さらに、耐震結果次第では建て替えるのか、補強するのかとの質疑に、専門家から、減築であれば活用できるとの意見もあることから、補強・改修したいと考えている。

また、活用方法は、これまでのワークショップなどで集めた地域住民の方々の意見・提言を取り入れながら、公民連携事業として行いたいとの答弁でありました。

次に、農業政策課です。補正の主なものは、多面的機能支払交付金事業、これは農振農用地以外の農地あっても、多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地について、交付金の算定対象となったことに伴う補助金の増額との説明です。

次に、高鍋温泉めいりんの湯の管理事業、これはレジオネラ属菌の発生や源泉ポンプの故障など、想定外の支出が重なったことによって不足した修繕料及び腐食して危険な状態となっている浴室棟屋根の工事の経費との説明を受けております。

委員より、今後のレジオネラ対策についての質疑があり、現在、国のマニュアルに従い、源泉を一旦60度に上げることが可能となるシステムにするために必要となる配管改修工事についての実施設計を行っているところである。設計が終わり次第、工事費の補正を行いたいとの答弁がありました。

税務課です。今回の補正は地方税共通納税システムの導入になります。これは共通納税システムの導入及び認定委託先事業者サーバー機器更改に伴い、町内eLTAx端末に対応の必要が生じるための補正との説明を受けております。

町民生活課です。補正の主なものは、墓地内の倒木伐採手数料、これは台風24号により町有地墓地内にあるタブノキとコナラの木が折れ、通路に倒伏している状態であり、安全かつ道路の確保のために倒木の伐採・除去作業を行うためであります。

委員より、業者はとの質疑に、現場は車両が入らず、特殊作業になるため、専門の方にお問い合わせするとの答弁がありました。

総務課、選挙管理委員会です。補正の主なものは消防費となります。災害時に消防団がより効果的に救助活動ができるようにするため、消防団に救助資機材等の整備を行うこと。

また、防災行政無線戸別受信機100台を購入し、無償貸し出しをすることで行政無線の聞き取り困難地域の解消を図るとの説明を受けております。

委員より、防災行政無線を貸し出す地域はどこかとの質疑に、浸水想定地域、土砂災害警戒区域、無線が聞き取りにくい地域であるとの答弁。

委員より、救助資機材等は消防団のみに配備するのかとの質疑に、消防団に配備する。防護用チャップスは各部に配備し、耐切創性手袋の配備数は消防団と協議するとの答弁でありました。

健康保険課です。補正の主なものは、人事異動及び育児休暇取得による職員手当等の調整、健康管理システム改修、予防接種事業等であります。

なお、予防接種は他の年代と比べ、抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた、40歳から57歳までの男性を対象に実施される風疹の抗体検査及び予防接種にかかわる事業になります。

当初予算において他の予防接種と同様に委託料で予算計上していたが、検査費用、予防接種費用が国保連経由での支払いとなったことから、予算を組み替えるとの説明を受けております。

委員より、抗体検査対象者の抗体保有率はとの質疑に、抗体保有率は80%である。このパーセンテージを90%以上の保有率に上げるのが目的であるとの答弁。

次に、委員より、健康管理システムの改修による具体的内容はとの質疑に、マイナポータルで乳幼児健康診査の履歴がわかるようになり、市町村間での情報連携を行うとの答弁がありました。

建設管理課です。補正の主なものは、脇地区急傾斜地崩壊対策事業、法定外公共物及び町道の機能維持のための支障物件の撤去、式本松の側道橋の位置が確定したことによる測量設計委託等であります。

委員より、道路河川災害復旧工事の仮設道路についての質疑に、復旧場所に入るための道路幅が2メートルほど狭いことで重機や資材搬入ができない。そのため、仮設道路となる場所に砂利を敷き、その上に鉄板を置くことを計画しているとのこととあります。これにより復旧工事が可能になるとの答弁でありました。

福祉課です。補正の主なものは、歳入は、幼児教育無償化に伴う副食費の実費徴収、歳出では、同じく幼児教育無償化に伴い、幼稚園や認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、保育所の一時的預かり、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となったため、その利用について給付するものであります。

委員より、副食費について、他の園の調査はしたのかとの質疑に、園ごとに違いがあり、4,500円、5,000円、5,500円だった。今回は4,500円としているとの答弁。

次に、委員より、ファミリー・サポート・センターを利用していない対象者もいると考えられるので、これを機に、お助け会員として登録してもらえよう働きかけてみてはとの質疑に、広報に力を入れ、啓発活動をしていくとの答弁でありました。

教育総務課です。主なものとしては、自治体国際化協力負担金2万円の増です。これは語学指導等を行う外国青年招致事業であるJETプログラム事業の充実を目的として、負担金の見直しがされたための補正であります。

また、東小学校の渡り廊下のドアクローザーの修繕、これはドアのストッパーがきかず、児童の手足がドアに挟まれる危険性があるための補正であります。

委員より、県下では、JETプログラム事業を活用しない学校があると聞くが、調査はしているのかとの質疑に、県が実施を把握しているとの答弁。

また、委員より、シュレッダーをリースにする考えはとの質疑に、リースについては高額な備品であれば検討したい。今回は修理で対応するとの答弁でありました。

次に、社会教育課です。補正の主なものは、持田遺跡内発掘本調査の調査変更箇所による補正及び、その記録用空中写真撮影委託であります。

次に、8月時点で執行残高が4万円余りとなったため、今後の緊急な施設改修に備えて増額する修繕料の補正等の説明を受けております。

委員より、トイレを建て替える理由と、その利用人数はとの質疑に、現在のトイレは男女兼用であるため利用しづらいとの声が多いことから、男女別のトイレに建て替えることとした。

また、利用者については、グラウンドの利用者は不明ではあるが、野球場の利用者だけで1万2,000人ほどいるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託された議案について報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第55号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論を行います。

この中で、駅を買い取り、耐震調査をする予算がありました。何の脈絡もなく買うことは、住民の大切な税金を無駄にするのではないかと考えます。特別委員会での審査の中では申し上げましたが、玄関口であると同時に、駅利用ができない一番大きな要因はエレベーターがなく、お年寄りなどは利用できない状況にあるということです。古い駅舎を買うことを条件に、JRに対し、エレベーターの設置を確約していただきたいと思います。

また、お年寄りが多く、買い物に行けない、病院へ行くのが困難などの意見が多く寄せられています。私は、コープなどの協力をお願いして商品の受け渡し場所や注文品届けなど、使い勝手のよい駅としての提案をしました。ほかの議員も提案されましたが、営業してできる、そして地域の大きな力となる、そんな仕掛けをぜひしていただきたいと要望します。

確かに高鍋の玄関口ですが、都農町みたいに特産品をしっかりとアピールするなど、待つのではなく、積極的に動くべきだと思います。また、新富町から川南間は海に近く、南海トラフ問題では災害に遭う可能性もあります。置き去りにされた日豊線ですが、これは沿線だけでなく、国への働きかけが大きく後退していると考えます。

輸送関係では、列車は大きく後退しています。人口が少なくなり、これからの高鍋を考えるとき、コンパクトシティと言いながら手をこまねいては、おくれをとるばかりです。

また、めいりん温泉については、譲渡できる環境は整ったのでしょうか。近くにある、めいりん公園の使い道はどうでしょうか。会計年度任用についてはどうでしょうか。人事や、これからの高鍋町のあり方にもかかわる問題です。早い段階での条例提案などをしていただくことを希望して、賛成の討論といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 8番、黒木正建。私は、議案第55号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、この中における駅舎建設について意見を述べさせていただきます。

この件につきましては、駅舎建設及び周辺の活性化ちゅうことで今までいろんな問題が提起されてきた中において、ことしに入って駅活ということで行政側、それから農校生、高鍋高校生、それから地域住民、それから花の会、いろんな団体が集まっていろいろ協議いたしました。中でも高校生のほうからは非常に現実的な未来を見据えたいろんな意見が出まして、さすがに実際に駅を利用し、現実を見てきている高校生たちだなあと感心させられたんですけど、今でもそういった若者の意見を聞いたりして駅舎建設について協議されております。

今後また地域住民なり、また高齢者の方とかいろんな形で意見を聞きながら、今からスタートちゅうような感じではないかと私は思っているんですけど、スピードアップをしてぜひ駅舎建設、また地域の活性化について今後ますます検討していただきたいと思います。そういうことで、賛成といたします。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第55号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第55号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第16. 議案第56号

日程第17. 議案第57号

日程第18. 議案第58号

日程第19. 議案第59号

日程第20. 議案第60号

○議長（青木 善明） 日程第16、議案第56号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第20、議案第60号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上5件を一括議題といたします。

本5件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） 5番、松岡信博。

それでは、総務産業建設常任委員会の審査の御報告をさせていただきます。

令和元年第3回定例会において、最後に総務産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第57号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）と議案第60号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）であります。

委員会は9月11日、12日の2日間、第1委員会室において欠席届けの出された黒木博行議員を除く委員6名が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、付託された議案の説明を受け、審査を行いました。

なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

それでは、議案順に報告いたします。

まず、議案第57号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を上下水道課より説明を受けました。

歳出の総務費は、4月の人事異動による人件費の減額の調整、消費税の納付額の増額に対応する195万円の増額、平成30年度の下水道事業の繰越金の決定による2,111万5,000円の増額、財源である一般会計の繰り入れを1,916万5,000円の減額調整をするものと説明がありました。

委員に質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、議案第57号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、出席委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）を地域政策課より説明を受けました。

平成30年度の事業費が確定したことにより、実質収支額8,602万1,000円を財源調整するもので、歳入歳出の予算総額には変更はないとの説明がありました。

委員に質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、議案第60号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、出席委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第57号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

ここで休憩したいと思います。午後1時より再開いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 11番、中村末子。

第3回定例会において、文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第56号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第58号令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、議案第59号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、審査は第4委員会室において、9月11日午後と12日の2日間の日程で行いました。

まず、議案第56号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、4月の人事異動に伴い、職員給与が減額となったことによる調整を行いましたとの説明がありました。

委員より、少額なので人数に変更はないものとするがとの問いに、人数に変更はないとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、健康保険課より、新富、木城、高鍋3町で構成する認定審査会の平成30年度決算により費用が確定したことにより、新富、木城へは負担金の減額、高鍋分については繰入金金を減額するものとの説明がなされました。

質疑はなく、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、健康保険課より、4月の人事異動に伴う人件費調整と地域支援事業の確定に伴う交付金増、認定審査会からの一般事務費繰入金増、繰越金差額分を補正し、必要経費を差し引いた金額を介護給付費準備基金へ積み立てるもの。

消費税増税や事業所の介護職員の処遇改善に関するシステム改修の費用、交付金確定に

伴う返還金が生じたことによるものとの説明がありました。

委員より、システム改修に関しては、国からの補助はないのかとの問いに、確定ではないがあるものと考えているとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第56号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第56号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第56号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第57号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第58号令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第59号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第60号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第21. 発議第2号

○議長（青木 善明） 日程第21、発議第2号国土強靱化対策の推進を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番、日高正則。

それでは、発議第2号国土強靱化対策の推進を求める意見書。

提出者、高鍋町議会議員、日高正則。賛成者、高鍋町議会議員、杉尾浩一、松岡信博、黒木正建、春成勇、黒木博行。

国土強靱化対策の推進を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

それでは、読み上げます。

国土強靱化対策の推進を求める意見書。

近年、全国各地で豪雨や地震などの自然災害が頻繁かつ激甚に発生しており、その脅威に我が国、国民はさらされている状況にある。このような多発する自然災害に備えるべく、国民の生命や財産を守るために、防災・減災さらには国土強靱化を進めることは極めて重要であり、喫緊の課題と考えている。

そのため、国においては国民の生命はもちろん、その生活を守るために重要インフラ等の機能維持の対策を令和2年度まで集中的に取り組んでいる。

本県においても、毎年のように発生する豪雨や河川氾濫、土砂災害などから、また極めて大規模な被害が予想される南海トラフ巨大地震の発生から、県民の生命や財産を最大限

に守るために、高速道路のミッシングリンクの解消や、4車線化等による道路ネットワークの機能強化を初め、河川や海岸の堤防さらに港湾施設などの社会資本の整備、また避難所の設置や避難路の確保など、社会資本の整備が急務であると考えます。

また、市町村にあっては、災害の最前線に位置することから、早急な対応はもちろん、想定し得る災害に対する備えを可能な限り、充足できるよう全力で取り組んでいるが、脆弱な財政基盤に起因して、十分に住民福祉に寄与できるところにまだ達していない。よって、国におかれては、前述の状況を踏まえ、想定される災害に係る未然防止と発生後の迅速な対応に向けて地方創生の取り組みと連携しながら、国土強靱化対策をより一層推進されるよう、下記事項について特段の措置を講じられることを強く要望する。

記。1、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策を推進するため、国・県さらに市町村が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。2、3カ年緊急対策後も継続して国土強靱化対策を推進すること。また、災害復旧、災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講じること。3、長寿化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること。4、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所、出張所の人員体制の維持、充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月24日、宮崎県高鍋町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）。

以上です。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を起立によって採決します。

原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、発議第2号国土強靱化対策の推

進を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 2. 発議第 3 号

○議長（青木 善明） 日程第 2 2、発議第 3 号国民健康保険税を引き下げる改善を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） 1 番。発議第 3 号国民健康保険税を引き下げる改善を求める意見書について、別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

提出者は、高鍋町議会議員田中義基、賛成者は、同じく中村末子、古川誠、八代輝幸、永友良和、後藤正弘、緒方直樹、各議員でございます。

それでは、読み上げさせていただくことで、趣旨説明とさせていただきます。

国民健康保険税を引き下げる改善を求める意見書。

高過ぎる国民健康保険税が、国民の生活上、負担増となり、また滞納への罰則によって保険証を取り上げられた人が受診のおくれにより死亡するなどの事態が相次いでいる。

国保は無職者、年金生活者、非正規雇用労働者など、低所得者が多数加入しているが、1 人当たりの国保税は、協会けんぽの 1. 3 倍、組合健保の 1. 7 倍に上がっている。

国保税には、家族人数に応じて負担がふえる均等割があり、子育て世帯などでは国保と協会けんぽの保険税・料の格差は 2 倍に広がっている。

高過ぎる国保税を引き下げ、格差を解消することが、国民の暮らしと健康を守り、国保制度の健全な運営と医療保険制度安定のために不可欠である。

以上の趣旨から、国保への公費支援を増額し、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げ、子育て世帯などに過酷な負担となっている均等割、平等割を軽減するよう求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 9 月 2 4 日、宮崎県高鍋町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を起立によって採決します。

原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、発議第3号国民健康保険税を引き下げる改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。
- 

### 日程第23. 議員派遣の件

- 議長（青木 善明） 次に、日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。
- 

### 日程第24. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

- 議長（青木 善明） 次に、日程第24、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。
- 

### 日程第25. 閉会中における議会運営委員会活動について

- 議長（青木 善明） 次に、日程第25、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。
- 

### 日程第26. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

- 議長（青木 善明） 次に、日程第26、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認め

ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。  
これで、令和元年第3回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後1時20分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員